三 重 労 働 局 三 重 県 平成23年6月30日(木)

 三重労働局職業安定部

 問 職 業 安 定 課

 い合 部 長 水野 忠幸

 お 長 上村 秀作

 労働市場情報官 米澤 尚之

 電話 059-226-2305

## 平成23年度三重県雇用施策実施方針の策定について

このたび、三重労働局では、雇用施策の実施方針を三重県の関係部局に意見を求めるとともに、知事に直接説明の上、意見を伺い、「平成23年度三重県雇用施策実施方針」を取りまとめました。

三重県の経済は、リーマンショック後の経済危機から持ち直しに向けた動きがみられましたが、 3月11日に発生した東日本大震災の影響もあり、有効求人倍率が1倍に満たない水準にあるなど依然として厳しい状況にあり、現下の雇用失業情勢を踏まえた対応等、雇用対策の重点施策を下記のとおり定め、この方針に基づき、三重県との連携をより一層深め、地域における雇用失業情勢の改善に取り組むこととしています。

平成23年度雇用対策の重点施策は以下のとおりです。

1. 現下の雇用情勢を踏まえた職業紹介状況の推進等

#### -資料-

別添1 平成23年度三重県雇用施策実施方針の概要

別添 2 平成 23 年度三重労働局の数値目標

別添 3 平成 23 年度三重県雇用施策実施方針本文

#### 一参考一

平成19年8月4日に雇用対策法が改正され、これまで国が全国一律的に定めてきた雇用対策に関する計画である「雇用対策基本計画」を廃止し、新たに、労働局長が毎年度、雇用に関する施策を講ずるにあたっての方針(「雇用施策実施方針」)を定めるとともに、策定にあたっては、都道府県知事の意見を聞いて、当該施策都県の講ずる雇用に関する施策等とが密接な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるよう努めるものとされたところです。

(雇用対策法施行規則第13条)

# 平成23年度三重県雇用施策実施方針の概要

三重労働局

## I 雇用失業情勢の現状と今後の動向及び課題

全国の経済は、リーマンショック後の経済危機から外需や政策効果により持ち直してきたが、 エコカー補助金終了などの政策効果の息切れや円高を背景にした輸出の鈍化などにより、平成 22年夏以降先行き不透明感が強まった。平成23年に入り、生産や輸出の上昇により持ち直 しの動きがみられ、足踏み状態を脱しつつある。

全国の雇用失業情勢は、平成23年4月の完全失業率(季節調整値)が4.7%と5%を下回り、同月の有効求人倍率(季節調整値)が0.61倍と前月より0.02ポイント悪化するなど、持ち直しの動きが広がりつつあるが、依然として厳しい状況にある。

三重県の雇用失業情勢は、完全失業率(モデル推計値)が3.8%(平成23年1~3月)となり、前年同期より0.5ポイント改善している。また、平成23年4月の有効求人倍率(季節調整値)は0.70倍となり、前月を0.03ポイント下回り、持ち直しの動きが広がりつつあるが、依然として厳しい状況にある。

今後の経済情勢については、足踏み状態から生産や輸出の持ち直しにより踊り場を脱する動きが進むと見込まれ、全国及び三重県の雇用失業情勢も厳しいながらも持ち直しの動きが広まっていくことが見込まれている。

#### Ⅱ 三重労働局と三重県等が連携した雇用対策の実施

☆1 地域の経済情勢の的確な把握

管内経済情勢等を的確に把握し、三重県等と連携・協力した雇用施策を実施する。

- 2 三重県等との連携
- ☆ (1) 三重県知事の意見を踏まえた「三重県雇用施策実施方針」の策定・実施。三重県知事から要請があったときは基本的に要請に応じ、これまで以上の緊密な連携・協力を図る。
- ☆ (2) 「三重県雇用・経済危機対策会議」を通じて、国の雇用施策と三重県の各種施策の緊密 かつ効果的な連携を図り、地域における効果的な経済・雇用対策を実施。
- ☆ (3)「三重労働局新卒者就職応援本部」や「みえ新卒応援ハローワーク」による新卒者の就職支援。「おしごと広場みえ」の三重県と三重労働局での共同運営による若年者対策への取組み。
- ☆ (4) 「三重労働関係連絡会議」、「雇用対策連絡調整会議」等の各種会議での三重県と三重労働局との連絡調整・情報交換。それによる雇用施策の連携強化と効果的な施策の実施。
- ☆ (5) 三重県が設置している「三重県求職者総合支援センター」(四日市)、「三重県すずか求職者総合支援センター」における連携による総合的な就業・生活支援の実施。
- ☆(6) 志摩市との連携により設置する「志摩市ふるさとハローワーク」の運営。
- ☆ (7) 三重県等と連携した積極的な広報活動により、各種施策・制度の効果的な周知を図る。

#### Ⅲ 平成23年度の雇用における重点施策

- 1 現下の雇用情勢を踏まえた職業紹介業務の推進等
- ☆ (1) 基本業務の徹底による、求人・求職のマッチングの向上を図るとともに、就職支援セミナーや離職者訓練の活用により、就職意欲の喚起とミスマッチの解消を図る。
  - (2) 求人開拓推進員による効果的な求人開拓の実施
  - (3) 雇用調整助成金等の迅速・適正な支給。要件緩和等の制度改正の周知と活用促進。

## IV 平成23年度雇用対策の基本施策

- 1 ハローワークを拠点とした積極的就労・生活支援策(求職者支援制度)
- (1) 求職者支援制度の実施と担当者制による就職の促進
- ☆ (2) 自治体とハローワークの協定に基づく就労・生活の支援(「福祉から就労」支援事業)
- ☆ (3)「住居・生活支援アドバイザー」による住居喪失求職者への支援の実施
- ☆ (4) 地域生活福祉・就労支援協議会によるワンストップ・サービスの推進
  - (5) ハローワーク四日市・伊賀での年金等と雇用保険とのワンストップ相談の実施
- ☆ (6) 離職者等緊急生活資金貸付等事業の実施 (三重県)
  - 2 障害者雇用対策の推進(障害者雇用率1.50%:全国最下位)
  - (1) 雇用率達成指導の厳正な実施
  - ☆① 民間企業に対する指導・支援 雇用率未達成企業に対する指導、支援の実施。採用計画作成実施企業に対する局・所 幹部職員による達成指導の徹底。
  - ☆② 公的機関に対する指導・支援
  - ☆③ 「障害者の雇用の促進等に関する法律」の一部改正により影響を受ける民間事業所、公 的機関の把握と指導・支援の実施
  - (2) 障害者の就職促進と雇用の維持
  - ☆① 障害者と企業のニーズを踏まえた求人開拓や的確なマッチングの実施
  - ☆② 三重障害者職業センターや障害者就業・生活支援センター等と連携した就職支援、定 着指導
  - (3) 障害者に対する職業能力開発支援
  - ☆① 三重県の障がい者委託訓練事業の活用と訓練終了後の就職支援
  - ☆② 「就業のための身体障がい者地域人材育成事業」による障害者雇用の改善(三重県)
  - (4) 福祉施設、特別支援学校等との連携
  - ☆① 労働・福祉・医療・教育等の分野における支援関係者のチーム支援
  - ☆② 就労支援のノウハウの向上等を図るための就労支援セミナーの開催

#### 3 職業訓練の推進による就業支援

- ☆(1)人材ニーズを踏まえた計画的な人材育成の推進(地域訓練協議会の設置)
- ☆ (2) 離職者訓練、緊急人材育成支援事業 (基金訓練制度)、ジョブ・カード制度の活用促進

## 4 若年者雇用対策の推進(「新卒支援宣言」: 昨年度以上の内定率を目標)

- ☆ (1) 新規学校卒業予定者、未就職卒業者に対する就職支援等(就職面接会等)
- ☆(2)フリーター等の正規雇用化の推進

おしごと広場みえ・みえ新卒応援ハローワーク (ハローワーク津学生職業相談窓口)等におけるきめ細かな就職支援の実施。

☆(3)職業能力開発施策との連携

「地域若者サポートステーション」や「三重県若者自立支援センター」との連携による、就労希望者に対する支援の実施。

(4) 公正な採用選考の推進

## 5 女性等の就業希望の実現と安心して働ける雇用環境の整備

- (1) 妊娠・出産・育児期の女性の就業継続援助
- ☆(2)マザーズハローワーク等の支援サービスの充実
- ☆(3)福祉・介護分野への就労支援
  - **6 高年齢者雇用対策の推進**(65歳定年企業等の割合56.1%:全国第6位)
  - (1) いくつになっても働ける社会を目指す高年齢者雇用対策
  - ☆① 高年齢者雇用確保措置の導入に係る事業主に対する指導・援助
  - ☆② 「70歳まで働ける企業」の普及促進
  - (2) 高年齢者等の再就職の援助・促進
  - ☆① 募集、採用時の年齢制限の禁止に関する取組の推進
  - ☆② 高齢者等の再就職の促進(職業相談、就職面接会、助成金等)
- ☆(3)シルバー人材センター事業等の推進

#### 7 労働者派遣事業等需給調整事業の適正な運営

- (1) 労働者派遣事業の適正化 (派遣労働者の保護)
  - ① 労働者派遣事業等に関する法制度の周知、関係事業主への指導監督、許可申請届出の処理及び事業報告の徴取等の厳正かつ効果的実施。
  - ② 法違反が疑われる事案に対する関係部局の相互情報提供、共同監督の実施。法制度周知等の説明会の関係部局連携による実施。
- (2)派遣労働者の雇用の安定 派遣先関連会社での就業あっせん等による就業機会確保への啓発指導。派遣労働者雇用 安定化特別奨励金の周知。
- (3) 非正規労働からの離職者等への就職支援の強化 キャリアアップハローワークみえ(四日市)での担当者制によるきめ細かな職業相談・ 紹介や職業能力開発事業の活用による就職支援の強化を行う。

## 8 地域雇用対策の推進(雇用の創出)

- ☆ (1) 地域における緊急的な雇用機会の確保 平成21年度に三重県に造成・追加した基金を基にした事業 (「緊急雇用創出事業」・「ふるさと雇用再生特別基金事業」・「重点分野雇用創造事業」) の実施
- ☆ (2) 中長期的な視点に立った地域雇用対策の推進 東紀州地域における「東紀州地域雇用創造実現事業」による波及的な雇用創造効果が見 込まれる事業の実施
  - 9 外国人雇用対策の推進(外国人労働者数約18,500人:全国第9位)
  - (1) ハローワーク窓口の相談機能の確保
  - ☆① ハローワーク窓口でのポルトガル語、スペイン語等の通訳の配置による就職支援
  - ☆② 外国人求職者専門の相談員、日系人就労促進ナビゲーターによるマッチング機能強化
  - (2) 日系人を対象とした就労準備研修の推進
  - (3) 外国人雇用状況の届出の徹底と外国人雇用管理改善等事業主指導

(☆印が県との連携によって推進する主な事業等)

# 三重労働局の数値目標

#### 雇用施策に関する数値目標

職業安定行政における数値目標の設定については平成14年度より実施しており、平成18年度からはPDCAサイクルによる目標管理を行うことにより、①ハローワーク職員の参画に基づく職員の自主性を発揮した業務運営を実現するとともに、②本省一労働局間、労働局一ハローワーク間及びハローワーク内部の活発なコミュニケーションを通じたハローワークの機能強化を図っている。

## 地方計画策定項目

- \* 労働局及びハローワークごとの目標値を設定し、これを踏まえて、厚生労働省全体として目標設定を行うこととしている項目。(三重労働局分)
- (1) 常用雇用の就職率について、28.2%以上を目指す。 (ハローワークの紹介により就職した者の新規求職者に対する比率)
- (2) 雇用保険受給資格者の早期再就職割合について、24.6%以上を目指す。 (基本手当の支給残日数を所定給付日数の3分の2以上残して早期再就職する者の割合)
- (3) 常用雇用の求人充足率について、27.0%以上を目指す。 (ハローワークの紹介により充足した求人の新規求人数に対する比率)

## 三重労働局及び三重県が共同で定める数値目標

#### 平成23年度目標

- (1)障害者の実雇用率を全国平均に引き上げる。(参考:22年6月現在1.50%、全国平均1.68%)
- (2) 平成24年3月卒業の高校生・大学生について、就職内定率を、平成23年3月卒業生 以上とする。

(参考: 23年3月 高校生98.0%、大学生93.1%)